

第6期幕別町総合計画(案)のパブリックコメントを実施しています

第6期幕別町総合計画(案)の概要

本町のまちづくりの指針として、豊かで快適な生活環境及び地域社会の将来像を設定するとともに、これを達成するために必要な施策の大綱(基本理念、基本目標など)を定めます。

基本構想

町の将来像(目標とする「目指す町の姿」を定めたもの)

みんながつながる
住まいる まくべつ

みんなが
「人が」「世代が」
「地域が」「世界が」

つながる

住まいる
「住んでみたい」「住んでよかった」「住み続けたい」
「笑顔あふれるひと」「笑顔あふれる暮らし」「笑顔あふれるまち」



将来像を実現するためにまちづくりの基本理念を設定し、四つの基本理念を踏まえた基本目標を設定

まちづくりの基本理念(まちづくりの基本的な理念(視点)を定めたもの)

みんなで創るまち	安全・安心なまち	魅力あふれるまち	みんなで学ぶまち
地域社会を構成する様々な主体が、自助・共助・公助を担う、協働のまちを目指します。	全ての町民が豊かに住み続けることができるとともに、支え合い、ともに創り高め合う共生社会を実現するまちを目指します。	地域の力と価値を高めることにより、国内外から多くの人々が訪れ、交流し、人が集い笑顔あふれるまちを目指します。	創造に培われた人材を育み、また、本町のオリンピックのように、町民誰もがチャレンジし続けられるまちを目指します。

基本目標(施策、事業を展開するにあたり、特に大切にしたい基本となる考え方)



基本計画 基本構想で定められた将来像や施策の大綱を具体化するため、五つの基本目標に対応した施策の方向を明らかにします。

- ・町民参加のまちづくりの推進
 - ・時代に即した農業振興
 - ・安心して子どもを産み育てられる環境づくりの推進
 - ・豊かな人生を育む生涯学習の推進
 - ・安全で機能的な道路と公共交通体系の整備
- など

※別途、実施計画を策定します。(基本計画で定められた施策の方向を具体的な事業内容と事業の優先順位を実際の財政状況と照らし合わせて、向こう3年間にわたって定め、毎年見直すもの)

総合計画は、本町が進むべき方向を示すものであり、まちづくりの最上位計画に位置付けられます。第6期幕別町総合計画は、平成30年度を初年度とし、平成39年度までの10年間の計画です。

第6期幕別町総合計画(案)にご意見をお寄せください

【意見の募集期間】 平成29年11月12日@まで

【資料の閲覧・配付場所】

役場1階ロビー、図書館本館、幕別南コミセン、幕別北コミセン、農業者トレーニングセンター、糠内出張所、札内コミュニティプラザ、札内北コミセン、札内南コミセン、百年記念ホール、札内スポーツセンター、忠類総合支所1階ロビー、忠類ふれあいセンター福寿、町ホームページ <http://www.town.makubetsu.lg.jp/> (トップページ>町政情報>広報>パブリックコメント)

【意見を提出できる方】

町内に住所を有している方、町内に通勤または通学している方、町内に事務所または事業所を有する方、パブリックコメント(住民意見募集)手続きに関する事案に利害関係を有する方

【意見の提出方法】

資料の閲覧場所に備え付けの「意見の提出書」または、意見を記入した用紙(様式は問いません)に、計画の名称、住所、氏名、電話番号を記載して下記問い合わせ先に持参、郵送、FAX、電子メールで提出してください。

※「意見の提出書」は町ホームページからもダウンロードできます。

【注意事項】

- ①障がいなどの理由により文書による提出が困難な場合以外は、電話や口頭による意見は受付できません。
- ②提出された意見は、内容を整理し、意見に対する町の考え方を広報紙等で公表します。なお、提出時に記載された住所、氏名については、公表しません。
- ③意見に対する個別の回答は行いません。また、意見を求める内容と直接関係のない意見と判断できるようなものについては、意見として取り扱いませんのでご了承ください。

【問い合わせ・提出先】 幕別町政策推進課(〒089-0692 幕別町本町130番地1)

☎ 54-6610 FAX 54-3727 ✉ seisakusuishinka@town.makubetsu.lg.jp

台風18号の影響により 避難勧告・避難指示を発令

台風18号に伴う大雨や強風の影響により、9月18日午前5時7分に大雨警報が、午前8時43分に洪水警報が発令されました。

降り始めから午後2時までの総雨量は、糠内で134.7mm、忠類で190.7mmに達しました。また、忠類地域では、午前10時20分には、気象庁から記録的な短時間大雨警報が発表され、解析雨量で1時間当たり約90mmの非常に強い雨が観測されました。

町では、午前11時に災害対策本部を設置し、糠内川の水位が上昇したため、幕別消防署糠内分遣所に避難所を開設し、糠内市街地域の住民に自主避難を促しました。

忠類地域では、当縁川と下チュウレイ川の水位が上昇したため、忠類コミュニティセンターに避難所を開設し、一部の地域に避難勧告を発令し、その後河川の増水により被害が全域に及ぶ恐れが生じたことから、忠類地域全域に避難勧告を発令しました。

本町地域では、旧途別川の氾濫の恐れがあったため、農業者

トレーニンゲンセンターに避難所を開設し、猿別市街、相川東、相川南地区に対し避難勧告を発令しました。その後、更なる増水が予測されたため、避難指示を発令しました。

被害状況については、道路の路肩崩壊、法面崩落、飼料用とうもろこしの強風による倒伏などの被害が発生し、猿別川の増水により、パークゴルフ場のサーモンコースとつじコースが冠水し、一時的に使用できなくなりました。

- ※主な被害状況
 - ・住宅等への浸水被害・・・床上・床下浸水3件
 - ・道路の被害・・・路肩崩壊、法面崩落、路盤流出 町道51路線71か所
 - ・農作物への被害
 - 倒伏被害：デントコーン 657.66ha
 - 浸水被害：てん菜 5.75ha、小豆 3.18ha、大豆 2.20ha
- ※避難所開設状況（最大避難者数）
 - ・幕別消防署糠内分遣所 —
 - ・忠類コミュニティセンター 61人
 - ・農業者トレーニンゲンセンター 24人



▲忠類市街地北側を流れる当縁川 ▲旧途別川(猿別川樋門付近) ▲パークゴルフ場サーモンコース

平成29年度全国学力・学習状況調査結果

全国学力・学習状況調査は、児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題の検証・改善、また学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることを目的に、小学校6年生と中学校3年生を対象に毎年、実施されているものです。

今年度は、4月18日に実施され、町内の児童生徒539人が、国語、算数(数学)の教科に関する調査と生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査にのぞみました。



教育委員会学校教育課
(☎54・2006)

◆生活習慣や学習環境に関する調査結果(主なもの)

質問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合です。

朝食を毎日食べている

	小6	中3
幕別町	94.5%	93.4%
全道	94.1%	92.3%
全国	95.4%	93.2%

家の人と学校での出来事について話をする

	小6	中3
幕別町	78.4%	76.9%
全道	76.1%	74.5%
全国	78.0%	74.3%

国語の勉強が好き

	小6	中3
幕別町	60.6%	71.9%
全道	60.9%	62.6%
全国	60.5%	60.5%

算数(数学)の勉強が好き

	小6	中3
幕別町	66.9%	59.0%
全道	63.9%	53.2%
全国	65.9%	55.4%

人の役に立つ人間になりたいと思う

	小6	中3
幕別町	92.1%	92.3%
全道	91.7%	91.3%
全国	92.5%	91.9%

◆教科に関する調査結果(国語/算数・数学)

	小6	中3
全体的な傾向	国語B、算数A、Bが全道平均を上回ったものの、国語B以外の教科で全国平均を下回った。	すべての教科で全道平均をおおむね同様、もしくは上回り、全国平均でも国語A以外の教科で上回った。

理解している・身に付いている内容

教科	小6	中3
国語	目的や意図に応じて、話の構成や内容を工夫し、場に応じた適切な言葉遣いで自分の考えを話すこと	文章の構成を工夫してわかりやすく書くこと 文章に表れているものの方や考え方について、交流を通して自分の考えを広くすること
算数 数学	1以下の小数の乗法を理解し、数量の関係を数直線に表すこと 直線の数とその間の数の関係に着目して、示された方法を問題場面に適用すること	扇形の弧の長さを求めること 関数の意味を理解すること

課題のある内容

教科	小6	中3
国語	手紙の構成を理解し後付けを書くこと 学年別漢字配当表に示されている漢字を正しく書くこと	文脈に即して漢字を正しく書くこと 語句の意味を理解し、文脈の中で適切に使うこと
算数 数学	商を分数で表すこと 料金の差を求めるために、資料から必要な数値を選び、その求め方と答えを記述すること	簡単な連立二元一次方程式を解くこと 範囲の意味を理解すること

◆過去の調査との比較

平成26年(小6)と平成29年現在(中3)の平均正答率を全道・全国のそれぞれの平均正答率と比較したものです。

↘ 下回っている → おおむね同様 ↗ 上回っている

	全道との比較		全国との比較	
	H26(小6)	H29(中3)	H26(小6)	H29(中3)
国語A(知識)	↗	→	↗	↘
国語B(活用)	↘	↗	↘	↗
算数・数学A(知識)	↘	↗	↘	↗
算数・数学B(活用)	↘	↗	↘	↗

12月4日(月)から 役場庁舎利用者駐車場が変更になります

役場庁舎外構工事完成に伴い、庁舎南側駐車場が、12月4日(月)から、全面供用を開始する予定です。

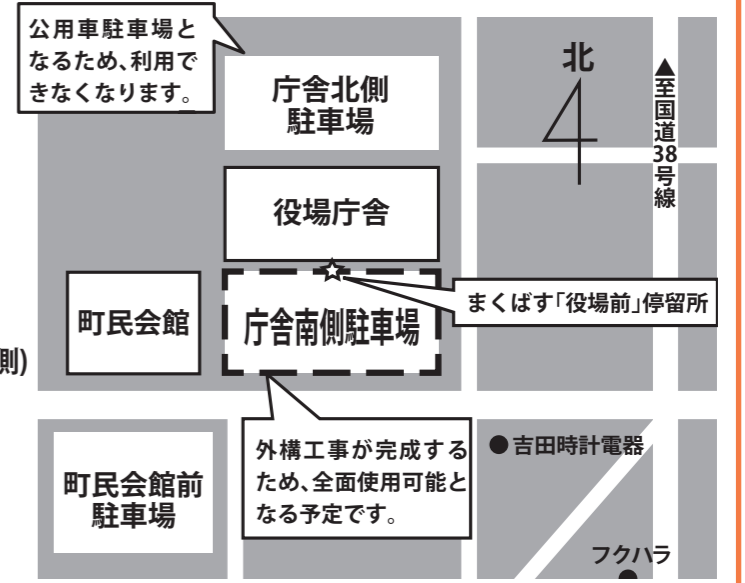
現在、ご利用いただいている、庁舎北側駐車場は、公用車駐車場となりますので、庁舎へお越しの際は、庁舎南側駐車場をご利用ください。

☎総務課契約管財係(☎54-6608)

◆まくバス停留所の移動(旧松乃湯前→庁舎南側)

12月4日(月)から、町コミュニティバス(まくバス)の「役場前」停留所を旧松乃湯前から役場庁舎正面玄関前(庁舎南側)に移動する予定です。

☎防災環境課交通防犯係(☎54-6601)



幕別町の財政状況をお知らせします 平成28年度決算報告

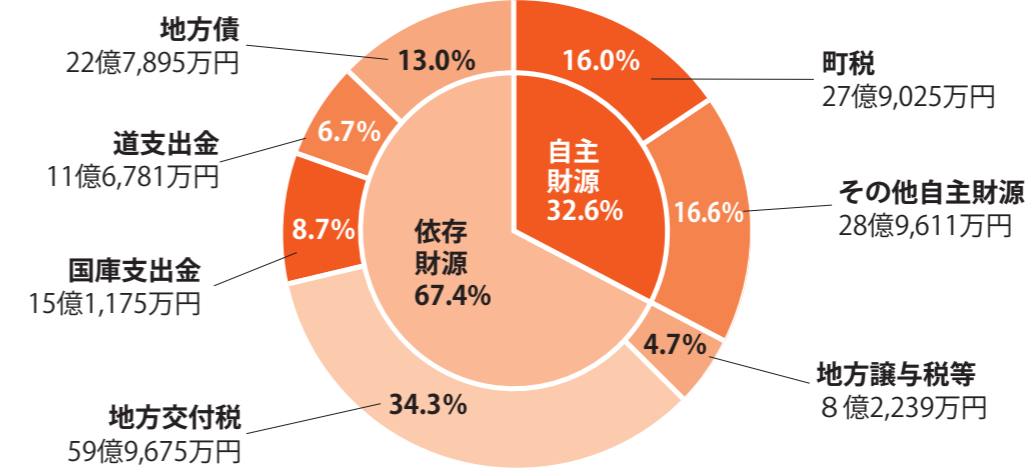
平成28年度決算がまとまり、9月に開かれた町議会にて認定されました。歳入から歳出を引いた収支は、3億7,213万円の黒字となり、一般会計と特別会計(水道事業会計を除く)を合わせた前年度比較では、歳入で474,444万円の減(0.2%減)、歳出で1億8,649万円の減(0.7%減)となりました。過去の財政状況については町ホームページに掲載しています。

問 政策推進課 ☎ 54-6610

歳入 (一般会計)

174億6,401万円
(前年度比:7,066万円減、0.4%減)

歳入全体のうち、町自身で確保できる町税などの自主財源は56億8,636万円(歳入の32.6%)で、地方交付税や国庫(道)支出金などの依存財源は117億7,765万円(歳入の67.4%)となっています。



町民1人当たりが負担したお金
(町税※法人にかかる税金も含む)

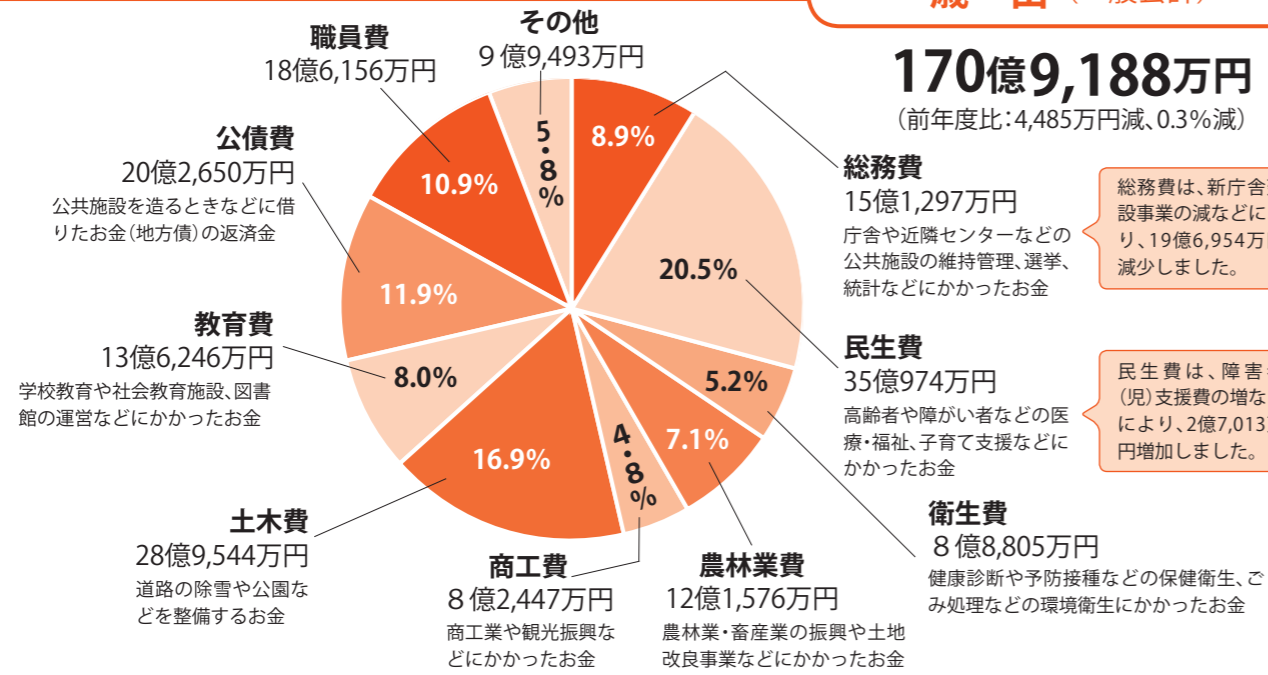
10万2,779円

※平成29年3月末の人口(27,148人)で計算

内 訳	
町民税	5万2,900円
町たばこ税	7,091円
固定資産税	4万2,283円
入湯税	469円
軽自動車税	2,646円

歳出 (一般会計)

170億9,188万円
(前年度比:4,485万円減、0.3%減)



総務費は、新庁舎建設事業の減などにより、19億6,954万円減少しました。

民生費は、障害者(児)支援費の増などにより、2億7,013万円増加しました。

町民1人当たりに使われたお金

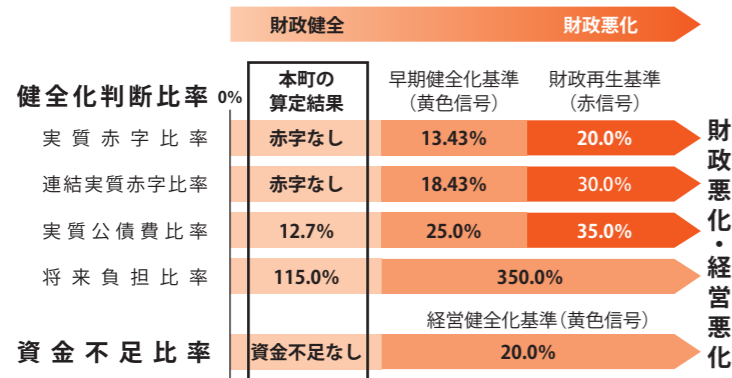
62万9,581円

※平成29年3月末の人口(27,148人)で計算

内 訳					
総務費	5万5,730円	民生費	12万9,282円	衛生費	3万2,711円
農林業費	4万4,783円	商工費	3万369円	土木費	10万6,654円
教育費	5万186円	公債費	7万4,646円	職員費・その他	10万5,220円

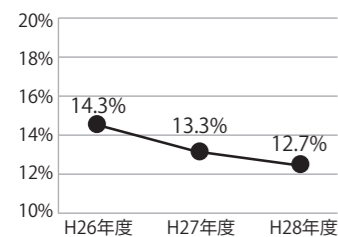
◆健全化判断比率と資金不足比率

平成28年度決算をもとに「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定による財政の健全化度を算定しました。どの指標も国の基準を下回り、本町の財政状況は健全であるという結果となりました。

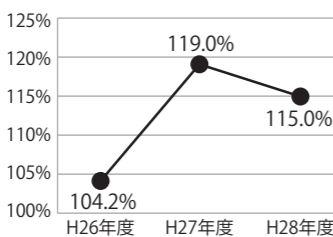


※資金不足比率の対象:簡易水道事業、公共下水道事業、個別排水処理事業、農業集落排水事業、水道事業

◆実質公債費比率の推移



◆将来負担比率の推移



用語の説明

● **資金不足比率**
公営企業ごとの資金不足額の割合

● **実質赤字比率**
一般会計を中心とした赤字の割合

● **連結実質赤字比率**
一般会計のほか、特別会計も含めた全会計の赤字の割合

● **実質公債費比率**
年間の借入金返済額の割合

● **将来負担比率**
将来に負担が見込まれる負債(借金)の割合

◆平成28年度に行った主要な事業

- 1 ともに考えともに創る活力あるまちづくり**
マイホーム応援事業補助金 5,690万円
忠類地域民間賃貸住宅建設促進事業 1,360万円
新庁舎建設事業 1億8,245万円
- 2 農業を核に競争力のある産業のまちづくり**
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策補助金 1億2,300万円
中小企業融資運用資金貸付金 3億9,200万円
企業開発促進補助事業 3,983万円
- 3 笑顔ゆきかう健康とやすらぎのあるまちづくり**
障害者(児)支援費 6億4,046万円
子ども医療費助成事業 1億1,192万円
発達支援センター事業 948万円
- 4 文化の香る心豊かな学びのまちづくり**
学校屋内運動場落下物防止対策事業 2,530万円
スクールバス購入事業 2,118万円
特別支援教育支援員賃金 6,328万円
- 5 自然とともに生きる環境にやさしいまちづくり**
公営住宅建設事業 2億5,293万円
ナウマン公園整備事業 1億3,153万円
都市防災施設整備事業(防災まちづくり) 10億6,796万円
- 6 平成28年度台風被害に対する災害復旧事業**
農林業災害復旧事業 5,972万円
土木災害復旧事業 9,346万円
その他施設災害復旧事業 3,416万円

◆会計別の決算状況

	歳入(A)	歳出(B)	差引(A-B)
一般会計	174億6,401万円	170億9,188万円	3億7,213万円
国民健康保険	36億6,568万円	35億3,512万円	1億3,056万円
後期高齢者医療	3億5,288万円	3億5,238万円	50万円
介護保険	23億6,507万円	21億9,645万円	1億6,862万円
簡易水道	4億894万円	4億143万円	751万円
公共下水道	11億2,778万円	11億585万円	2,193万円
個別排水処理	2億2,209万円	2億1,879万円	330万円
農業集落排水	6,999万円	6,842万円	157万円
合計	256億7,644万円	249億7,032万円	7億612万円

一般会計の歳入(A)と歳出(B)の差引(A-B)3億7,213万円のうち、2億1,213万円を平成29年度に繰り越し、1億6,000万円を財政調整基金に積立(貯金)しました。

◆地方債

道路や公園、学校など長期間にわたって使用する公共施設の整備には多額の費用が必要です。そのため、整備費用の一部を地方債(借金)で賄い、単年の負担を小さくし、何年にもわたって返済することで、施設を利用する全ての世代に整備費用を公平に負担してもらうことができます。

	平成27年度	平成28年度
借入額	34億6,903万円	22億7,894万円
返済額	17億438万円	18億3,108万円
地方債残高	186億9,202万円	191億3,988万円

※平成27年度の地方債残高については、東十勝消防事務組合から継承した地方債額(4,403万円)を含めた数値を計上しています。

◆基金

大幅に税収が減少した場合や災害など予定外の支出に備える「財政調整基金」や、地方債の返済に備える「減債基金」、特定の目的を達成するために使用する「特定目的基金」があります。

	平成27年度	平成28年度
財政調整基金	16億1,200万円	14億1,300万円
減債基金	3億1,700万円	2億7,600万円
特定目的基金	17億9,698万円	17億5,107万円
基金残高	37億2,598万円	34億4,007万円

※それぞれの基金は、各年度末(3月末)現在の残高

勤務時間の状況

一週間の勤務時間	38時間45分	
一日の勤務時間	7時間45分	
勤務時間の割振	始業時刻	午前8時45分
	終業時刻	午後5時30分
	休憩時間	正午～午後1時
	週休日	土・日曜

職員の研修の状況(平成28年度)

職員研修は、町行政を担う職員一人ひとりが、住民との協働の町づくりを考え、効率的かつ効果的な行政運営に努めるため、職員の資質の向上を図ることを目的に実施しています。

区分	内容	延べ参加人数
職場研修	業務上必要な専門知識等の習得を目的に実施する研修	554人
特別研修	国等への派遣研修、各種研修機関等が実施する研修	112人
自主研修	職員の自主的なプログラム等に基づき行う研修	6人

分限処分と懲戒処分の状況

分限処分とは、勤務実績が良くない場合や心身の故障などの理由で、職務が十分に果たせないなどの場合に、公務能率の維持を目的に職員に対して行う処分です。

また、懲戒処分とは、職員の義務違反に対する道義的責任を問い、秩序維持を図ることを目的として行う制裁的処分です。

平成28年度は、分限処分、懲戒処分(戒告)はありませんでした。

休暇・休業の状況

職員の休暇には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇(産前・産後、育児、忌引、夏季休暇など)、介護休暇などがあります。年次有給休暇は年間20日間で付与され、その年に使用しなかった日数がある場合は20日を超えない範囲で翌年に繰り越すことができます。

平成28年度の職員1人当たりの平均取得日数(年次有給休暇)は、8.5日でした。

また、平成28年度の育児休業取得者は6人です。

職員給与費の状況(平成28年度決算)

区分	普通会計	企業会計	
職員数(A)	221人	3人	
給与費	給料	8億928万5千円	1,171万2千円
	職員手当	2億1,961万8千円	286万7千円
	期末・勤勉手当	3億1,446万4千円	449万3千円
	計(B)	13億4,336万7千円	1,907万2千円
一人当たりの給与費(B/A)	607万9千円	635万7千円	

※職員手当には退職手当を含んでいません。

※企業会計職員数には一部の公営企業等会計部門の職員は含まれていません。

人件費の状況(平成28年度決算)

区分	普通会計	企業会計
歳出額(A)	170億1,596万6千円	5億2,423万9千円
人件費(B)	19億633万6千円	1,907万2千円
人件費率(B/A)	11.2%	3.6%
(参考)H27人件費率	10.8%	3.5%

※人件費は、職員の給料および共済費の総額のほか、町議会議員や審議会などの委員に支払う報酬を含んでいます。

公平委員会の状況

公平委員会とは、職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障するため、職員からの措置要求等を審査する独立した機関です。

職員は、この公平委員会に対し、勤務条件に関する措置の要求や不利益処分に対する不服申立などを行うことができますが、平成28年度については、該当がありませんでした。

人事評価の状況

職員一人ひとりの勤務実績や能力について公正かつ的確に評価し、その結果に基づく人事管理を行うことで、公務の能率的かつ適正な運営を確保して組織の活性化につなげることを目的に実施しています。

平成28年度は一般職の職員237人(再任用職員を含む。)を対象に、業務評価及び能力評価を実施しました。

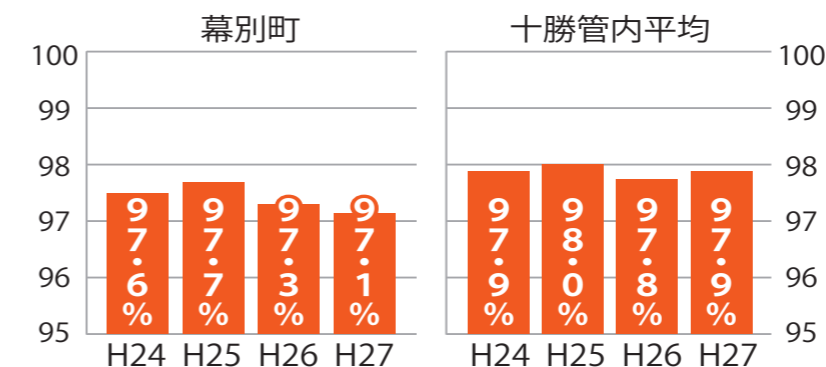
平成29年度 町職員の人事行政・給与などを公表します

人事行政における公平性と透明性を高めるため、「幕別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、町職員の給与や職員数、勤務条件などを公表します。

※詳細は、役場1階ロビー、札内支所、忠類総合支所で閲覧することができます。また、町ホームページ「町政情報」にも掲載しています。

☎総務課総務係(☎54-6608)

ラスパイレス指数(一般行政職)



ラスパイレス指数とは、国家公務員の給料水準を100とした場合の地方公務員の割合を示したものです。

十勝管内平均とは、十勝管内19市町村のラスパイレス指数を単純平均したものです。

幕別町は、平成28年4月時点で96.9でした。

平均給料額、平均年齢など(一般行政職)

職員の給料は、職務の内容と責任に応じた級と号給から成り立つ給料表に定められています。

区分	平成28年度	平成29年度	
平均給料月額	305,080円	303,705円	
平均年齢	41.4歳	41.9歳	
初任給	大卒	176,700円	178,200円
	高卒	144,600円	146,100円

※各年4月1日現在

特別職の給料等の状況(各年4月1日現在)

区分	平成28年度	平成29年度	
給料	町長	83万円	83万円
	副町長	68万4千円	68万4千円
	教育長	60万8千円	60万8千円
報酬	議長	32万3千円	32万3千円
	副議長	25万8千円	25万8千円
	常任委員長	23万1千円	23万1千円
	議員	21万2千円	21万2千円

職員数の状況(各年4月1日現在)

部 門	平成28年度	平成29年度	前年度比較
一般行政部門			
議 会	4人	4人	0人
総 務	61人	61人	0人
税 務	13人	13人	0人
民 生	47人	47人	0人
衛 生	16人	16人	0人
労 働	1人	1人	0人
農 林 水 産	26人	26人	0人
商 工	4人	4人	0人
土 木	22人	22人	0人
特別行政部門			
教 育	27人	29人	2人
公営企業等会計部門			
水 道	5人	5人	0人
下 水 道	4人	4人	0人
そ の 他	14人	14人	0人
合 計	244人	246人	2人

※臨時職員と非常勤職員は除いています。

北海道国民健康保険運営方針

〈統一の方針〉

市町村

連携・協力

北海道

新しい制度における、国保運営の統一の方針です。

【主な内容】

- 市町村が道に納める納付金の算定方法
 - 保険税が急激に上昇しないための激変緩和措置の方法
 - 医療費適正化の取組
 - 事務の広域的・効率的な運営の推進
- 社会情勢や取組の状況を踏まえて3年ごとに見直します。
(必要があれば、随時見直しを行います。)

新しい国保制度に関する疑問にお答えします！

なぜ、国保制度の見直しが必要なの？



- 国保は医療保険ですので、市町村のような小さい単位で運営するには限界がある上に、少子高齢化や人口減少により、地域によっては今後加入者が減り続けていくおそれもあります。
- また、他の医療保険と違い、市町村ごとに保険料が大きく異なっているため、北海道全体としては、公平な加入者負担とはなっていません。
- そのため、運営の単位を全道に拡大し、国民皆保険の要である国保の基盤を固め、安定した制度として次の世代に引き継げるように見直します。

国保は保険税だけで支えられているの？



- 国保の基本的な仕組みでは、公費（税金）とみなさんが納める保険税とで半分ずつ負担することとなっています。国は、新たな制度において、国保に対する公費負担を拡充することとしています。
- 実際には、公費のほかに、65～74歳までの加入者にかかる医療費に対して他の医療保険から受ける支援金など、様々な費用でまかなわれており、実質的な保険税の負担は全体の約4分の1です。

北海道が国保運営に加わることで何が変わるの？



- 市町村が保険税を集めて、医療機関に医療費を支払うという制度はそのままです。
- 保険税を医療費の割り勘と考えると、各市町村の中で割り勘していたものを北海道全体で割り勘することになり、市町村ごとに異なっていた保険税が全道で同じ水準に近づいていきます（平準化）。
- そのため、今まで個別の市町村で抱えていた問題も全道の市町村で解決していく、つまりは、全道で支え合うことになるので、国保制度が安定していきます。

北海道が国保運営に加わると、保険税は安くなるの？



- 道は、標準的な保険税を市町村に示し、市町村が実際の保険税を決定します。
- これまでは、医療費や所得の状況が異なる中で、市町村が保険税を決めていたので、現在の保険税は市町村ごとに大きく異なっています。
- 新たな制度では、全道で割り勘することになり、保険税が全道で同じ水準に近づいていきますが（平準化）、市町村によっては現在と比べて、保険税が上がったり、下がったりします。
- ただし、新たな制度になって急激に保険税が上がる市町村がないように、全道で支え合いながら激変緩和措置を行います。

道内の保険税は統一されるの？



- 新たな制度になっても、当初は、医療費や所得水準、解消すべき赤字額の違いなどにより、市町村ごとに保険税が異なります。
- ただし、上記のとおり保険税が全道で同じ水準に近づいていくので、将来的には保険料水準が統一されることとなります。

各種給付の申請や保険税・保険証に関するお問い合わせについては、平成30年4月以降も、町の窓口へおたずねください。 ☎ 住民生活課国保医療係 ☎ 54-6602

平成30年4月から 国民健康保険制度が変わります

国保の運営のあり方

- 都道府県が、都道府県内の市町村とともに国保の運営を担います。
- 都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保など国保運営に中心的な役割を担い、制度の安定化を図ります。
- 都道府県が、都道府県内の統一な運営方針としての国保運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進します。

都道府県の役割

- 財政運営の責任主体
- 国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進
- 標準的な算定方法等により、市町村ごとの標準保険税率を算定・公表
- 保険給付費等交付金の市町村への支払い

都道府県が安定した財政運営や効率的な事業運営を確保します

市町村の役割

- 国保事業費納付金を都道府県に納付
- 地域住民と身近な関係の中、資格を管理（被保険者証等の発行）
- 都道府県が算定した標準保険税率等を参考に保険税率を決定
- 保険税の賦課・徴収
- 保険給付の決定・支給

資格管理や保険税の賦課・徴収等の身近な窓口は、引き続き市町村がします

平成30年度から財政運営の仕組みは大きく変わりますが、国保の資格・給付の届け出、保険税のお支払いなどは、引き続き「幕別町」が窓口となって手続きを行います。

主な変更点① 国保加入者の資格管理が都道府県単位に変わります

今回の国保改革によって都道府県も国保の保険者となり、これまで市町村ごとに行っていた国保加入者の資格管理は都道府県単位で管理する仕組みに変わります。
平成30年度以降は国保加入者が北海道内の他の市町村に住所異動した場合でも、「北海道の国保加入者」という資格を継続することとなります。
※道外への住所異動の場合には、資格の喪失及び取得が生じます。

主な変更点② 被保険者証等の様式が一部変わります

都道府県も国保の保険者となることに伴い、新たに市町村による資格管理の開始日を「適用開始年月日」（仮称）、資格管理の終了日を「適用終了年月日」（仮称）として位置づけることになりました。
適用開始（終了）年月日の設定などによって、被保険者証等の様式が一部変更になる予定です。
新たな被保険者証への切替時期については、平成31年10月1日（一斉更新日）からを予定しています。

主な変更点③ 高額療養費の多数回該当の通算回数が変わります

市町村国保には、医療費の自己負担額が高額になったとき、年齢や所得に応じて定められた自己負担限度額を超えた分が支給される制度（高額療養費制度）があります。
高額療養費制度では、1年間のうちに高額療養費に4回以上該当した場合（多数回該当）、自己負担限度額が変わります。
これまでは違う市町村に住所異動をした場合は、国保の資格を喪失するため、高額療養費の該当回数を通算することができませんでした。
しかし、平成30年4月からは、同じ都道府県内の異動は資格喪失とならないため、世帯としての継続性（家計の同一性、世帯の連続性）が保たれていれば、高額療養費の該当回数を通算できるようになります。